

令和五年 藤崎町議会 決算特別委員会会議録（第一号）

---

---

令和五年九月五日（火曜日）

---

---

出席委員（十三名）

委員長 吉村 忠 男

副委員長 三上 道 人

委員 石澤 貴 幸

五十嵐 忍

前田 信 一

藤林 公 正

横山 哲 英

小野 稔

阿部 祐 己

奈良 完 治

奈良岡 文 英

相馬 勝 治

浅利 直 志

---

欠席委員（なし）

---

説明のため出席した者

町長部局

町

長

平田 博 幸

副町長  
総務課長選管事務局長併任  
財政課長  
経営戦略課長  
税務課長  
住民課長  
福祉課長  
農政課長農委事務局長併任  
建設課長  
上下水道課長  
会計管理者・会計課長  
監査委員  
選管委員長  
農業委員会会長  
教育長  
学務課長学校給食センター所長兼務  
生涯学習課長

五十嵐 晋  
高木 秀光  
三上 孝之  
石澤 岩博  
佐々木 克尚  
石井 孝  
葛西 昭仁  
舘田 康彦  
鳴海 浩司  
木村 文徳  
高木 勝則  
福士 竹志  
加福 孝二  
安原 義太郎  
羽賀 義易  
佐藤 康文  
佐々木 泰人

事務局職員出席者

事務局 長  
係 長

木村 宣文  
大崎 光喜

---

審 査 日 程

議案第六十三号 令和四年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

---

本日の会議に付した事件

審査日程のとおり

第一日 令和五年九月五日

開 議 午前十時〇〇分

○委員長（吉村忠男君）

皆さんおはようございます。

五類に格下げしてからも、コロナ、インフルエンザの感染者が増えているように思われます今日この頃です。手洗い、うがいなど予防して、感染しないようにお互いに気をつけたいと思います。

それでは、ただいまより決算特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は十三名です。定足数に達しておりますので、ただいまから決算特別委員会を開会します。

当特別委員会に付託されました案件は、議案第六十三号令和四年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件から、議案第六十八号令和四年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件までの計六件であります。

議案の説明等のため、理事者及び参与の出席を求めました。

初日の本日は、令和四年度一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を審査いたします。

二日目は、令和四年度国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件をはじめ、全部で五件を審査する予定であります。

なお、詳しい審査日程については、お手元に配付しております日程表によりご了承願います。

また、審査方法は歳入歳出一括審査といたします。

それでは、議事に入ります。

審査日程に従い、議案第六十三号令和四年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題といたします。

歳入歳出決算の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者・会計課長（高木勝則君）

それでは、議案第六十三号令和四年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件につきまして、一括してご説明申し上げます。

お手元に令和四年度藤崎町決算書のご用意をお願いいたします。

なお、金額につきましては、歳入は収入済額、歳出は支出済額にてご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。また、別冊の令和四年度決算説明資料につきましても併せてご参照いただければと存じます。

それでは、決算書の十三ページをお開き願います。

歳入総額は九十三億七百三十一万円余りとなりました。

十七ページをお開き願います。

歳出総額は八十九億九千四百五万円余りとなり、歳入から歳出を差し引いた歳入歳出差引残額は三億千三百二十五万円余りとなったものであります。このうち翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額五千二百二十一万九千円を差し引いた実質収支額は、二億六千百三万円余りとなるものであります。実質収支額のうち地方自治法第二百三十三条の二の規定により財政調整基金に一億円を、減債基金に一億円をそれぞれ繰り入れし、残りの六千百三万円余りを翌年度へ繰り越しするものであります。

それでは、歳入歳出につきまして決算事項別明細書によりその主なものについてご説明させていただきます。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

二十二、二十三ページをお開き願います。

第一款町税は、調定額十二億三千四百九十四万円余りに対しまして、収入済額が十一億八千八百十三万円余り、収納率は九十六・二％、歳入に占める割合は十二・八％、前年度との比較ではプラス一・一％の千三百三十八万円余りの増となったものであります。主な内訳としましては、第一項町民税が五億二千六十七万円余り、前年度との比較ではマイ

ナス一・七％の九百十九万円余りの減、第二項固定資産税が四億八千二百六十六万円余り、前年度との比較ではプラス一・七％の八百三十七万円余りの増となったものであります。

二十六、二十七ページをお開き願います。

第七款地方消費税交付金が三億四千七百六十七万円余り、歳入に占める割合は三・七％、前年度との比較ではプラス三・四％の千百四十九万円余りの増となったものであります。

第十款地方交付税が三十五億三千三百五十万円余り、歳入に占める割合は三十八％、前年度との比較ではマイナス一・六％の五千八百二十八万円余りの減となったものであります。内訳としましては、次のページをお開き願います、普通交付税が三十二億八百万円、特別交付税が三億二千五百四十六万円余りであります。

次、三十二、三十三ページをお開き願います。

第十四款国庫支出金が十五億四千四百八万円余り、歳入に占める割合は十六・六％、前年度との比較ではマイナス五・一％の八千二百五十三万円余りの減となったものであります。

これは子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の皆減等を要因とした国庫補助金の減によるものであります。

国庫支出金の内訳としましては、第一項国庫負担金が七億九千六百三十八円余り、これは第一目民生費国庫負担金第一節の障害者自立支援給付費負担金や、第三節の子どものための教育・保育給付交付金、第四節の児童手当負担金などが主なものであります。

次のページをお開き願います。

第二項国庫補助金が七億四千二百五十一万円余り、これは第一目総務費国庫補助金第一節の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のほか、第二目民生費国庫補助金第一節の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業費補助金や、次のページをお開き願います、第五目教育費国庫補助金第四節の学校施設環境改善交付金などが主なもの

であります。

次のページをお開き願います。

第十五款県支出金が六億六千七百五十三万円余り、歳入に占める割合は七・二％、前年度との比較ではプラス十六・九％の九千六百四十万円余りの増となったものであります。県支出金の主な内訳としましては、第一項県負担金が四億六百十四万円余り、これは第一目民生費県負担金第二節の障害者自立支援給付費負担金や、第五節の子どものための教育・保育給付費等県負担金などが主なものであります。

第二項県補助金が二億二千八百三十三万円余り、これは次のページをお開き願います、第二目民生費県補助金第四節青森県子育て世帯臨時特別給付事業費補助金のほか、第四目農林水産業費県補助金第一節の、次のページをお開き願います、多面的機能支払交付金などが主なものであります。

四十六、四十七ページをお開き願います。

第十七款寄附金が三億三千八百五十九万円余り、歳入に占める割合は三・六％、前年度との比較ではプラス七十三・四％の一億四千三百三十六万円余りの増となったものであります。これは、第二目第一節の指定寄附金のふるさと納税寄附金が主なものであります。

次のページをお開き願います。

第二十款諸収入が八千八百四十七万円余り、歳入に占める割合は一・〇％、前年度との比較ではプラス六・二％の五百十三万円余りの増となったものであります。主な内訳としましては、次のページをお開き願います、第五項雑入が七千二百六万円余り、これは第三目第三節の原子力施設立地振興対策事業助成金などが主なものであります。

次のページをお開き願います。

なお、その他雑入の千八百四十万円余りの詳細につきましては、別冊令和四年度決算説明資料十六、十七ページの九

その他雑入一覧をご参照願います。

次に、第二十一款町債が六億二千九百四十万円、歳入に占める割合は六・八％、前年度との比較ではプラス四十四・二％の一億九千三百万円の増となったものであります。内訳としましては、第一項第三目土木債が一億二百七十万円、これは第二節の町道整備事業に係る公共施設等適正管理推進事業債が主なものであります。

第五目教育債が四億一千二百九十万円、これは第一節ふれあいずーむ館大規模改修事業に係る公共施設等適正管理推進事業債や第三節の藤崎中央小学校大規模改造事業に係る学校教育施設等整備事業債が主なものであります。

次のページをお開き願います。

以上、歳入の収入済額合計が九十三億七百三十一万円余り、前年度との比較ではプラス五・〇％の四億四千六十八万円余りの増となったものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

六十、六十一ページをお開き願います。

第一款議会費が八千二百八十七万円余り、歳出に占める割合は〇・九％、前年度との比較ではマイナス三・〇％の二百五十九万円余りの減となったものであります。

次のページをお開き願います。

第二款総務費が十七億四千四百二十五万円余り、歳出に占める割合は十九・四％、前年度との比較ではプラス二・五％の四千三百八万円余りの増となったものであります。主なものとしましては、第一項総務管理費が十五億八千三百五十八万円余り、内訳としましては、第一目一般管理費が三億七千八十二万円余り、これは給料や職員手当等の人件費が主なものであります。

六十八、六十九ページをお開き願います。

第二目財政管理費が七億六千九百三十九万円余り、これは二十四節の財政調整基金や公共施設等整備基金、ふじさき応援基金等に係る積立金が主なものであります。

次のページをお開き願います。

第四目財産管理費が一億千二百四十八万円余り、これは次のページをお開き願います、十四節の旧就業改善センター等解体工事等に係る工事請負費が主なものであります。

七十六、七十七ページをお開き願います。

第八目電子計算費が一億五千八百二万円余り、これは十二節の電算システムインターネットサーバー更改業務等に係る委託料のほか、次のページをお開き願います、十三節の弘前地区電算共同化クラウドサービス利用料等に係る使用料及び賃借料が主なものであります。

次のページをお開き願います。

第十二目地方創生推進費が九千五百四十五万円余り、これは次のページをお開き願います、十四節の旧弘前実業高校藤崎校舎改修実施設計業務等に係る委託料が主なものであります。

次のページをお開き願います。

第二項徴税費の第一目税務総務費が一億三十万円余り、これは給料や職員手当等の人件費が主なものであります。

九十四、九十五ページをお開き願います。

第三款民生費が二十六億三百七十五万円余り、歳出に占める割合は二十八・九％、前年度との比較ではマイナス五・六％の一億五千四百三十三万円余りの減となったものであります。これは、令和三年度に実施した子育て世帯への臨時特別給付金や住民税非課税世帯等臨時特別給付金等の皆減等を要因とした社会福祉費の減によるものであります。

民生費の主なものとしましては、第一項社会福祉費が十四億八千三百四十三万円余り、内訳としましては、次のペー

ジをお開き願います、第一目社会福祉総務費が一億二千六百二十九万円余り、これは、次のページをお開き願います、十八節の町社会福祉協議会補助金等に係る負担金補助及び交付金が主なものであります。

次のページをお開き願います。。

第四目障害者福祉費が五億三百七万円余り、これは、次のページをお開き願います、十九節の障害者福祉サービス費等給付費などに係る扶助費が主なものであります。

次のページをお開き願います。

第七目国民健康保険整備費が一億六千百五十六万円余り、これは二十七節の保険基盤安定繰出金などに係る繰出金であります。

第八目後期高齢者医療整備費が二億二千百九十九万円余り、これは二十七節の保険基盤安定繰出金などに係る繰出金であります。

第九目介護保険整備費が二億九千九百九十四万円余り、これは二十七節の現年度分介護給付費繰出金などに係る繰出金であります。

次のページをお開き願います。

第十一目電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業費が八千四百九十六万円余り、これは十八節の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る負担金補助及び交付金が主なものであります。

第二項児童福祉費が十一億千八百八十八万円余り、内訳としましては、第一目児童福祉総務費が一億五千六百七十三万円余り、これは、次のページをお開き願います、十二節の学童保育運営業務などに係る委託料が主なものであります。

次のページをお開き願います。

第二目児童措置費が八億九千十八万円余り、これは十九節の児童手当や子どものための教育・保育給付費などに係る

扶助費が主なものであります。

次のページをお開き願います。

第五目青森県子育て世帯臨時特別給付金給付業費が五千二百九十七万円余り、これは十八節の青森県子育て世帯臨時特別給付金に係る負担金補助及び交付金が主なものであります。

次のページをお開き願います。

第四款衛生費が五億四千七百八十四万円余り、歳出に占める割合は六・一％、前年度との比較ではマイナス三・八％、二千百五十六万円余りの減となったものであります。これは新型コロナウイルスワクチン接種に係る予防接種業務委託料が前年度比マイナス六十四・九％、三千七十八万円余りの減となったことを主な要因とする予防費の減によるものであります。

衛生費の主なものとしましては、第一項保健衛生費が三億六千四百九十三万円余り、内訳としましては、百十八、百十九ページをお開き願います、第三目予防費が一億七千八百三十六万円余り、これは、次のページをお開き願います、十二節の予防接種業務や、次のページをお開き願います、同じく十二節の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保業務などに係る委託料が主なものであります。

第五目子ども医療費給付費が五千五百七万円余り、これは十九節の子ども医療費等給付費に係る扶助費が主なものであります。

百二十六、百二十七ページをお開き願います。

第二項清掃費の第一目清掃総務費が一億八千二百九十一万円余り、これは、次のページをお開き願います、十二節のごみ収集運搬業務などに係る委託料や、十八節の弘前地区環境整備事務組合や黒石地区清掃施設組合などに係る負担金補助及び交付金が主なものであります。

第六款農林水産業費が四億五千七百八十四万円余り、歳出に占める割合は五・一％、前年度との比較ではプラス十五・四％の六千九十九万円余りの増となったものであります。主なものとしましては、第一項農業費の百三十二、百三十三ページをお開き願います、第三目農業振興費が七千六百五十八万円余り、これは、次のページをお開き願います、十八節の藤崎町農業者支援持続化給付金や環境保全型農業直接支払交付金など、農業経営を支援する事業に係る負担金補助及び交付金が主なものであります。

次のページをお開き願います。

第五目農地費が七千六百六十一万円余り、これは十八節の多面的機能支払交付金などに係る負担金補助及び交付金が主なものであります。

次のページをお開き願います。

第六目農業集落排水事業費が一億六千六百三十一万円余り、これは十八節の農業集落排水事業会計に対する負担金、補助金や二十三節の同じく農業集落排水事業に対する出資金であります。第八目農業災害対策費が四千五百十三万円余り、これは十二節の災害時応急対策業務及び災害ごみ処分業務に係る委託料や、次のページをお開き願います、十八節の被災りんご園防除用薬剤費緊急助成事業費補助金などに係る負担金補助及び交付金など、昨年8月の豪雨による被災農地の復旧対応に係る費用が主なものであります。

第七款商工費が八千三百六十八万円余り、歳出に占める割合は〇・九％、前年度との比較ではプラス百十二・二％の四千四百二十五二万円余りの増となったものであります。主なものとしましては、第一項商工費の第二目商工振興費が六千百九十二万円余り、これは、次のページをお開き願います、十八節の藤崎町中小事業者経済対策支援金及びプレミアム付商品券発行補助金に係る負担金補助及び交付金が主なものであります。

次のページをお開き願います。

第八款土木費が六億七百二十六万円余り、歳出に占める割合は六・八％、前年度との比較ではマイナス一・八％の千百万円余りの減となったものであります。これは令和三年度に行った除雪ドーザ購入費の皆減等を要因とした道路橋梁費の減によるものであります。土木費の主なものとしましては、次のページをお開き願います、第二項道路橋梁費が三億九千九百九十二万円余り、内訳としましては、第一目道路維持費が一億四千二百十九万円余り、これは十節の光熱費や修繕料などに係る需用費や十四節の町道等整備費に係る工事請負費が主なものであります。

次のページをお開き願います。

第二目道路新設改良費が一億五千六百九十八万円余り、これは、十二節の町道整備測量調査等業務に係る委託料のほか、次のページをお開き願います、十四節の町道等整備費に係る工事請負費が主なものであります。第三目除雪事業費が一億七十四万円余り、これは十二節の除雪業務に係る委託料や十三節の除排雪車両借上料に係る使用料及び賃借料など、冬期間の生活道路確保のための除排雪に係る費用が主なものであります。

第三項都市計画費が一億四千六十八万円余り、内訳としましては、次のページをお開き願います、第二目下水道事業費が一億三千百二十一万円余り、これは十八節の下水道事業会計に対する負担金補助金や二十三節の同じく下水道事業会計に対する出資金であります。

次のページをお開き願います。

第九款消防費が二億七千三百三十六万円余り、歳出に占める割合は三・〇％、前年度との比較ではプラス一・八％の四百七十六万円余りの増となったものであります。主なものとしましては、第一項消防費の第一目常備消防費が二億千六百七十四万円余り、これは弘前地区消防事務組合負担金であります。

百五十八、百五十九ページをお開き願います。

第十款教育費が十三億五千七百六十九万円余り、歳出に占める割合は十五・一％、前年度との比較ではプラス四十

七・一％の四億三千四百七十八万円余りの増となったものであります。主なものとしましては、第一項教育総務費が三億千百三十九万円余り、内訳としましては、次のページをお開き願います、第二目事務局費が一億四千八十八万円余り、これは給料や職員手当等の人件費のほか、次のページをお開き願います、十二節の校務支援システム構築業務やスクールバス運行業務などに係る委託料が主なものであります。

次のページをお開き願います。

第三目給食センター費が一億六千九百二十万円余り、これは、十節の光熱水費や、次のページをお開き願います、同じく十節の賄材料費などに係る需用費や、十二節の学校給食配送業務などに係る委託料が主なものであります。

第二項小学校費が三億二千二百二十三万円余り、内訳としましては、第一目藤崎小学校費が六千七百六十一万円余り、これは、次のページをお開き願います、十四節のLED照明改修工事などに係る工事請負費が主なものであります。

次のページをお開き願います。

第二目藤崎中央小学校費が二億千八百七十万円余り、これは、次のページをお開き願います、十四節の藤崎中央小学校大規模改造工事などに係る工事請負費が主なものであります。

次のページをお開き願います。

第三項中学校費が一億五千七百二十三万円余り、内訳としましては、第一目藤崎中学校費が一億五百二十一万円余り、これは百七十八、百七十九ページをお開き願います、十四節のLED照明改修工事などに係る工事請負費が主なものであります。

第二目明德中学校費が五千二百一十万円余り、これは次のページをお開き願います、十二節の明德中学校予防改修工事実施設計業務などに係る委託料が主なものであります。

次のページをお開き願います。

第四項社会教育費が五億六千六百八十二万円余り、内訳としましては、第一目社会教育総務費が一億四千五百二万円余り、これは、次のページをお開き願います、十二節の藤崎町文化センター等指定管理料などに係る委託料や十八節の藤崎町文化センター等維持管理補助金などに係る負担金補助及び交付金が主なものであります。

百八十八、百八十九ページをお開き願います。

第四目保健体育費が一億四千八万円余り、これは十四節の旧弘前実業高校藤崎校舎体育館施設整備工事などに係る工事請負費が主なものであります。

次のページをお開き願います。

第六目ふれあいずーむ館管理運営費が二億三千六百九万円余り、これは十四節のふれあいずーむ館改修工事などに係る工事請負費が主なものであります。

百九十四、百九十五ページをお開き願います。

第十二款公債費が十二億三千二十九万円余り、歳出に占める割合は十三・七％、前年度との比較ではマイナス三・六％の四千五百六十三万円余りの減となったものであります。内訳としましては、第一項公債費の第一目元金が十二億三百九十一万円余り及び、次のページをお開き願います、第二目利子が二千六百三十七万円余り、これはいずれも財務省や地方公共団体金融機構、青森県市町村振興協会などへの元利償還金及び利子に係る償還金利子及び割引料であります。

第十三款予備費の各款への充用額は三千六百十四万円余りであります。なお、備考欄に記載の充当内容につきましては、別冊の令和四年度決算説明資料中十四、十五ページの八、予備費充用一覧をご参照願います。

次のページをお開き願います。

以上、歳出の支出済額合計は八十九億九千四百五万円余り、前年度との比較ではプラス四・一％の三億五千七百九十

一万円余りの増となったものであります。

これで、令和四年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件の概要について説明を終わります。なお、各委員からのご質問に対しましては、担当部署よりお答えしますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○委員長（吉村忠男君）

決算の説明が終わりましたので質疑を行います。質疑者はページ数を読み上げてから質疑願います。

これから質疑を行います。相馬委員。

○相馬勝治委員

百十九ページの上段、上段なんですけれども、弘前市の休日夜間一次、二次とあります。そして、弘前大学の病院ということで、この3件について、負担金の割合、各市町村の割合があると思うんですけれども、その割合と、一次、二次のちょっと若干を説明願いたいんですけれども。

○委員長（吉村忠男君）

福祉課長。

○福祉課長（葛西昭仁君）

お答えいたします。

まず、一番上の一次救急診療事業負担金ですが、全体的な概要も含めてお知らせいたします。急患診療所の運営事業分です。運営費全体の不足分を、均等割と患者割で大体四％から六％で当町では負担してございます。急患診療所運営分と休日の在宅医療運営事業、その二本を一次救急診療事業で対応してございます。

次に、弘前市、休日の夜間二次救急ですが、これは弘前市が行う二次救急輪番制体制の維持運営費を、津軽地域保健

医療圏の関係市町村が件数割で負担金を拠出しているものでございます。医療機関としては、国立弘前総合医療センター、健生病院、それから弘前大学というふうになってございます。

中身は、二次輪番病院運営委託料と地域救急医療学講座というのがございまして、主なものが医師輪番病院運営委託料になるんですけれども、これを利用数割ということで、当町では毎年三%から五%の間で負担をしております。

それから、最後の弘前大学医学部附属病院高度救急救命に関するものですが、町の三次救急医療体制の確保及び町の救急医療の充実を図るために、高度救命センターを毎日二十四時間体制で継続運営するものでございます。ここに関しては、全体的な収入は四億七千万、八千万程度で、支出が七億七千万程度、その差引きを各関連する市町村で負担するものであります。決算がちょっと複雑なんですけれども、いずれにしてもその中で関係する市町村で、町の基準額二億八千万を対象経費として、補助金額をちょっと細かい数字なんですけれども、〇・五掛ける〇・〇三四%というちょっと複雑な計算で出しているんですけれども、結果的に四百数十万円いっているというふうに出しているものでございます。

以上です。

○委員長（吉村忠男君）

ほかにありませんか。横山委員。

○横山哲英委員

ページは百三十五ページです。環境保全型農業ですけれども、八百四十万ほどの内訳、お願いします。

○委員長（吉村忠男君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（舘田康彦君）

お答えいたします。

環境保全型農業直接支払交付金八百四十六万二千八百円ですけれども、J A 津軽みらい農協有機農業物農産物部会の有機のほうに七十万八千円、あとそれから同じくJ A 津軽みらいの良質米生産部会のほうに七百六十六万八千八百円が支払われております。そのほか事務費として八万六千円が交付されております。

以上です。

○委員長（吉村忠男君）

横山委員。

○横山哲英委員

ありがとうございます。農業委員会の会長さんもおりますけれども、私も前の百三十一ページの農政審議会委員にもなっておりまして、その審議会の会長さんが農業委員長さんなんですけれども、私もこの審議会で相当くどく質問しました。というのは、稲わらの件なんです。稲わらのすき込みに対して、委員長、ちょっと関連しますので、もし駄目でしたら、発言止めてください。

その稲わらのすき込みに対して、何回となく審議会で会長さんも知っていると思いますけれども、何年か言ってきました。一向に実現しません。というのは、これは保全型で出しているみらいの特選米ですか、そういう保全型にはこのすき込み料も入っていると思います。ちなみに、課長、町全体で稲作どのぐらいの面積、作付なされておりますか。知っている範囲で結構です。

○委員長（吉村忠男君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（舘田康彦君）

水稲の作付状況であります、一万二千七百七十二万七千八百平米となっております。

以上です。

○委員長（吉村忠男君）

横山委員。

○横山哲英委員

その一万幾らの中で、すき込み料を支払っている保全型の面積は何%ぐらいになりますか、全体の。

○委員長（吉村忠男君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（舘田康彦君）

その内訳でありますけれども、良質米有機農産物部会に対する面積につきましては、五万六千三百平米で、割合にいたしまして〇・四%であります。それから、良質米生産部会に値しますI P M低農薬栽培ですけれども、二百二万七千六百平米で、割合といたしまして十五・九%となっております。

以上です。

○委員長（吉村忠男君）

横山委員に申します。

一部門の質疑は三回までとなっておりますので、その辺ご了承ください。横山委員。

○横山哲英委員

最後に、町長にお尋ねします。

さっきも農業委員会の会長さんにも言いましたけれども、農政審議会でくどいほど私は言ってきました。ただ、稲わ

らを燃やすな、燃やすなだけでは、ただ言葉だけでは駄目なんですよ。というのは、燃料も高騰しているし、これからもまたすき込みとかやりたいときも、油高いし大変だと。背に腹は代えられない、火つけたという人も出てきますよ。どうか来年度の予算、来年度ですよ、決算だからいいんです。来年度の予算、どうかその辺頭に入れて、予算編成お願いしたいんですよ。これは私は議会の最後の質問だと思いますよ。だから、町長、何とかその辺答弁よろしくお願いします。

○委員長（吉村忠男君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

地球環境を考える我が町の農家の方々が、それこそ独自の企業努力ですき込みしている方もございます。そして多くの農業団体からも数年前からすき込みの話は、非常に私の耳にも届いているところでございます。昨年秋に若干、藤崎地内でも、本当に残念なんです、稲わらを燃やす風景をこの目でも若干何か所か見ました。

来年度の予算に向けて、今横山議員さんが私が最後の質問になるかもしれないというようなお話を重く受け止めて、農政課、そして両JAさん、そして稲作農家の方々の声を本当に真摯に受け止めて、どういう形で形にしたら地球環境の美化あるいは有機質をまず活用した稲作、水稻栽培につなげるか、前向きに検討したいと、そう思っております。

○委員長（吉村忠男君）

ほかにございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数は、七十七ページの電子計算費に関わることです。

総額で言いますとこの電子計算費、一億五千八百万円ほどで、これだけでも私に言わせれば一人当たり人件費七百万

円、人の人件費で七百万円見たとしても、二十人分にも達すると、毎年毎年使う仕事には欠くことができない内容にはなっていると思うけれども、それほど大事な予算を決算として、予算決算として使っているんだという前提で質問いたします。

その七十七ページの中で、生体認証システム更新業務委託料四百九十五万円ほどというふうに計上されているんですけども、生体認証システム更新業務というその内容や、委託した業務内容をお示し願いたいと思います。

○委員長（吉村忠男君）

財政課長。

○財政課長（三上孝之君）

お答えをいたします。

生体認証システム更新業務委託料ということで、以前にも若干説明をした記憶がありますが、これは基幹系のシステムにログインするときに、セキュリティを保持するために使用するシステムであります。具体的には、まず一階の職員が中心になりますが、基幹系住民基本台帳からデータを引っ張るシステムについては、職員があらかじめ登録して、ログインするときに、ここの静脈をかざしてログインするという、そういうシステムを構築しております。これによって、誰がログインして、そのシステムを使ったかという、それが分かるシステムになっております。

以前、二十八年度に一度設備を構築しましたが、システムに関しては五年に一回、長くて七年に一回更新するということが必要ですので、今回令和四年度に更新になったものであります。

以上です。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

五年に一回、七年に一回といいますか、そういう更新が当然求められると思うんですけれども、これは対象は住民課の職員、あるいは各担当課職員全員のというような生体認証を受ける対象人員というか、対象部署といいますか、これはどういうふうになっていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（吉村忠男君）

財政課長。

○財政課長（三上孝之君）

お答えをいたします。

一階はほとんど住民基本台帳を基本に仕事をしておりますので、住民課、福祉課、税務課は使用しています。上に関しては、建設課も住宅の関係がありますのでその辺は使用していると。今回これはソフトウェアの更新、それからサーバーの更新ですが、機器としては七十六基、予備機が四基で八十基のそういった認証の機器があるということでございます。

以上です。

○委員長（吉村忠男君）

ほかにありませんか。石澤委員。

○石澤貴幸委員

百三十五ページに戻ります。

にんにく優良品種導入事業費補助金、この事業内容について、まずはお聞きします。

○委員長（吉村忠男君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（舘田康彦君）

お答えいたします。

津軽みらい農協、ときわにんにくの部会のほうですけれども、にんにく優良品種の購入会員七十二名に対しまして、五十万円の定額補助を行っているものであります。

以上です。

○委員長（吉村忠男君）

石澤委員。

○石澤貴幸委員

それがどのように使われているのか知りたいところなんですけど、でも私の申し上げたいことではないので、これに関連した私の言いたいことは、ニンニクの品質、ブランドの向上という、そういう使い方をまずされていると思うんですが、私も認めます、やっぱり県内ほかにもニンニク産業がいろいろ各所で、特に南部のほうとかで行われておりますが、やっぱりときわのにんにく、このブランドはすばらしいものだと私も認めております。

また、ニンニクのほかにアスパラとか、発祥の地であるふじりんご、これは基本ですね。そのほか農作物、これらのPRが何かちょっと足りないんじゃないかなと私は日々思っています、例えば、ふじワンでしたら、あれは特産品を加工したもの、でもやっぱりスポットライトは参加店舗さんに当てられてしまう。そうすると、やっぱりふじめぐり総選挙もそうですね。店舗等のPRは結構目にして、そして役立っているなとは思いますが、農作物自体に関してのPRが足りないんじゃないかなと。今日は決算ですが、予算書ができてから言ったんじゃないんで、今後そういう、もし駄目だったら止めてくださって結構なんですけど、言いたいことを言いましたので、もう少しそういう生産者の顔が見

えるような、また、そして消費者が欲しい、手にしたいと思うようなそういう農作物特産品のPRをもっとすべきじゃないかと私は思うんですが、それに関してお答えいただきたいです。

○委員長（吉村忠男君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（舘田康彦君）

お答えいたします。

まだ、設立のほうはされていないんですけれども、リンゴでなくてときわにんにくにだけではなく、町のリンゴであれ、いわゆるアスパラガスであれ、そういったものに関しての使用法、地産地消も皆含めた状態で今後検討会を設立しまして、その辺で一応これから多方面について考え、検討していきたいという方向で今のところ動いております。

以上です。

○委員長（吉村忠男君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

本当に鋭い指摘、私もそう感じております。今農政課長が答えましたけれども、ニンニクを中心にして、我が町で生産された農作物の、例えば付加価値をつけた形での協議会を立ち上げるということで、相当前から指摘しています。残念ながら、農政課が仕事に取りられているような雰囲気であって、まだ一回もその協議会が開催されていないと。そのきっかけはニンニク部会の部会長であった對馬さんから、今も部会長やっていますけれども、その對馬さんからそういう提言を受けて、早速協議しなさいということで指摘しました。

残念ながら、まだ一回もやっていないと。これは私の指導不足で深く反省しているところでございます。早速、これ

から秋まつりにもつながっていきますけれども、ニンニク、あるいはアスパラ、あるいはトキワ養鶏の卵も入ってもいいと思います。もちろん稲作もリンゴのことも併せて総合的に我が町の農産物を発信するためにはどうあるべきかというのを、もっともっとスピードアップして協議して、形にしていきたいとそう思っております。農政課には十分、もっとふんどし締めてかかっていたくように指導いたしたいと思います。

○委員長（吉村忠男君）

換気のため休憩いたします。再開時刻は十一時十五分です。

休 憩 午前十一時 五分

---

再 開 午前十一時十六分

○委員長（吉村忠男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑、相馬委員。

○相馬勝治委員

町長のほうから農業人材PRの育成ということで、担当課ということがちょっと出たんですけども、早い話は財政課ではふるさと納税の返礼品、そして農政課では地場産業の育成を見ながら補助金を出すということで、結局どうしてPRが足りないということは、担当課もそうなんですけれども、戦略もそのとおりですよ。やっぱり行政そのものが、補助金はさておいてでも、梅沢富美男さんが一言リンゴとか、ニンニクとか言ったおかげでトキワ養鶏でも回線がパンクするような状態になっていますので、これは町全体の課題だと思っていますので、農政課及び経営戦略課、そして財政課ですね、そしてまた当町にはワゲモンドという組織があります。その辺のところを含めて、全体的な形で農業振興、

発展を町長自ら各組織にけつをたたいて、示して行ってほしいんですけれども、ある程度めどがつかましたら、そういう組織づくりも大事だと思いますので、その辺のところを要望しておきたいと思います。

○委員長（吉村忠男君）

五十嵐委員。

○五十嵐 忍委員

百八十七ページです。公民館費のながしこ実行委員会補助金に関連して、今年もながしこ合同運行が八月十一日に行われましたが、今回の山車運行は、久井名館町内会、藤崎をロックに奮わす会、町役場ながしこ実行委員会の3台だけでした。特に久井名館町内会には大変敬意を表するものでありますが、今まで出ていた表町町内会とか、木挽町町内会、要するにながしこが藤崎、旧藤崎町のお祭りなんですけれども、当の藤崎町から一団体も出なくなってしまうんですが、今後、ながしこはどういうふうにしていくおつもりなのか、お聞きします。

○委員長（吉村忠男君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木泰人君）

お答えいたします。

今後につきましては、これまで歴代参加した町内会にも、今までは今年あるいは次回出てくれませんかとか、そういうお話でやってきました。が、その各町内の状況で今年は出せませんか、人が思うようにいませんとか、そういうお話で辞退する町内もございました。

しかしながら、生涯学習課でも伝統のながしこというのは、なくさずにこれから継続していきたいという思いは強いということで、今後さらに実績ある町内会、あるいは新規の町内会にPRして継続してやりたいと思っていますけれど

も、ただ、実行委員会のメンバーの話合いでも幾つか出ているんですけれども、昔はねふた終わった七日目にやったはずだと。すんなりいくケースもあったんですけども、今回のように十一の山の日、祭日ですけれども、そこにターゲットを絞ってやるのもどうなのかなという意見もありました。

様々な意見もあるんですけれども、生涯学習課としてはそのようなことも踏まえて、どうしたらいいのかというのを再検討して、今後進めていきたいと思っています。

以上でございます。

○委員長（吉村忠男君）

五十嵐委員。

○五十嵐 忍委員

ながしこに関しては、私議員になりたての頃、八年近く前ですね、質問させてもらいました。そのときに、続けることだけではなく、きちんとした形で保存することを考える時期に来ているのではないかと申し上げました。

継続することにちょっと無理といいますか、本当に記録保存するを考える時期に来ていると私は思います。継続に必ずしもこだわらなくても、余りにも今のながしこはもとのながしこはちょっとかけ離れてしまった面もありますので。

例えば保存するんであれば、木挽町の町内会員が何年も前だと思うんですけれども、製作段階からのテレビですか、テレビ局かどこかで放映されたものがDVDか何かあると記憶しているんですけれども。例えば、そういうものを、ながしこは生き人形なので、そのまま保存するのは難しいんですけれども、そういう記録しているビデオや何かがあったと思いますので、例えばそういうものをこれからできるであろう旧藤高の町の資料館なりに保存するとか、あとはおはやし、ながしこのおはやしはすごく郷愁を誘う、津軽何でしたっけ、津軽よかぐらですか。保存する方向で考えてみてはどうかなと。これは私の考えですけれども、町のほうでいろいろ検討してください。

○委員長（吉村忠男君）

ほかに質疑ありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数は、これは八十三ページのふるさと創生といたしますか、各種あるんですけれども、その中で施設園芸農作物ブランディング・販路開拓業務委託料といたしますか、これ三百三十万円ほど支出しているんですけれども、委託先はどんな委託先と、具体的に委託した販路を開拓する、どんなことという、成果品というか、そういうのはどういう内容になったのでしょうか。その辺について説明を願いたい。

○委員長（吉村忠男君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

お答えいたします。

こちらの業務は、旧藤崎校舎屋内ファームで生産するキノコ類などの施設園芸農産物の普及やブランド化を進めるために、必要なブランディング、ブランディングとは商品の価値やイメージを高めるための方策でございます。また、販路調査などを行ったものでございます。

こちらの委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選定させていただきまして、青森市の株式会社サンブラッソ・a t vさんをお願いしたところでございます。

その業務の内容としまして、まずブランディングとしましては、キノコ類の消費者ニーズを把握するためのアンケート調査を、青森市の百貨店とふじさき食彩テラスで実施してございます。多くの方から回答いただきましたが、キノコを好きと答えている方が九割近くもおりました。また、青森県産のキノコを優先して選ぶ傾向もございました。さらに、

青森きくらげの知名度も比較的高く、調理方法が分かれば青森きくらげを食べてみたいという方も多くございましたので、青森きくらげを活用したレシピ開発と、クッキングイベントを開催しまして、レシピについてはユーチューブ動画も制作したところでございます。

次に、販路調査でございますが、ふじさき食彩テラス、学校給食センター、ふるさと納税など町が関係する施設などへの販路調査を始めまして、町内飲食店などの事業所にも調査を行ったところ、旧藤崎校舎で生産するキノコ類に高い関心を示していただいた飲食店や事業者さんが何店舗かあったところでございます。

さらに、現在農福連携でシイタケの生産を行っている大鰐町の阿闍羅会さん、それから五所川原のひらかわファームさんの販路も調査してございますので、今後指定管理候補者であるNPO法人チームステップバイステップさんと、具体的な販路を詰めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

様々の販路の開拓は、どういう農作物でも進めていかなきゃならないものだと思っておりますけれども、私が懸念しているのは、一つはキノコ栽培というようなことで青森きくらげが今一つのというか、主要な品種として夏場はやるんだというようなことですが、この菌床の確保というのは、実際県のやっている菌床にも限度があるので、菌床の確保というのは十分大丈夫なのかということと、もう一点は、販売そのものを値段の問題もあるけれども、一つのパックといたしますか、それも百五、六十円というか、生産段階でいけば百円ぐらいで出荷団体から見れば売れるようなものでないと、とてもとても販売できないと思っているんですけれども、販売がだぶつくというようなおそれはないのか、

その辺の懸念についてはどのように考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

菌床の確保が大丈夫なのかというようなことと、販売がむしろ現在やっている階上の業者だとか、様々石沢農園でしたか、何か様々ありますよね。そこに新たに参入していくというようなことで、むしろ販売をだぶつかせ、値段を下げるというような懸念はないのか、その辺についてどのようなお考えになるのか、お聞きいたします。

○委員長（吉村忠男君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

お答えいたします。

菌床の確保につきましては、まず青森きくらげを県から委託を受けた事業者さんから買い取るということで、現在調整しております。その際、やはり青森きくらげの菌床というのは、数に限りがございます。どのぐらいの配分が来るかというのは、毎年県のほうで調整しておりますので、いわゆる全てを旧藤崎校舎で青森きくらげを作るということはちょっと難しいのかなというふうに考えております。

それで、やはりひらかわファームさんとかで活用されている事業者さん、岩手のほうに菌床を販売する事業者さんがございます。そちらのほうからも菌床を確保しまして、バランスを取ってやっていきたいというふうに考えております。

それから、生産したキノコ類がだぶつくのではないかという懸念でございますが、こちらのほうは、まず農福連携でシイタケの生産を行っております大鰐町の阿闍羅会さんにもいろいろヒアリングさせていただきました。阿闍羅会さんでは、シイタケを通年で栽培してございますけれども、主にスーパーカブとか、割と大手のスーパーのほうに卸しているということでございました。その際、スーパーのカブのほうからも全然数が足りない、もっと生産してくれないかという依頼が来ているということ、ヒアリングさせていただきました。

それから、ひらかわファームさんにつきましても、通年で青森きくらげを栽培してございますが、こちらのほうもスーパーマエダを中心に、いろいろ販売をしているところでございますが、こちらもやはり引く手あまたというところでお話を聞いております。生産しても、もっと持って来てくださいというようなお話も聞いておりますので、そういう販路も参考にさせていただきながら、だぶつかないような経営をしていくということで考えてございます。

以上でございます。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

キノコ栽培について、特に青森きくらげについて、私ども個人的な年配の人の嗜好では、シイタケのほうにどっちかといえば選択するというか、食するというような傾向もありますので、一つ販路をだぶつくという、引く手あまたでだぶつくというような心配、あるいはそういう心配はないんだというようなことなんですけれども、事業には必ずメリット面とデメリット面があるわけでありまして、その辺十分注意して事業を進めていただきたいと要望しておきます。

それで、私の質問は、その中で別の質問をいたしたいと思います。歳出のところの八十七ページ、いわゆる徴税費に関わることですけれども、八十七ページ、その中の十二節の委託料、固定資産標準地鑑定業務委託料四百六十万円ほど支出なされたんですけれども、これは不動産鑑定に依頼したんだと思うんですけれども、これ何か所の測定をやって、四百六十万というような金額になったのか。従来固定資産の標準地の鑑定業務ですから、従来と同じ地点をやってるんだと思うんですね。ですので、委託業者名、委託業者と何か所を測定して四百六十万ほどにもなったのかということについて、お聞きしたいと思います。

○委員長（吉村忠男君）

税務課長。

○税務課長（佐々木克尚君）

お答えいたします。

六十五地点調査しております。委託業者は有限会社斎藤不動産鑑定事務所となっております。

以上です。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

そうしますと、六十五か所という何か説明あったんですけれども、私の記憶ではそれ、六十五か所よりも六、七か所かなというふうな思いだったんですけれども、これは二年に一回だとか、毎年やっているんですよね。毎年じゃあこの費用を支払っているというような受け止めでもよろしいのでしょうか。その辺どうでしょう。

○委員長（吉村忠男君）

税務課長。

○税務課長（佐々木克尚君）

お答えいたします。

評価替えが令和六年度にあります。その二年前ということで、令和四年度に実施されております。

以上でございます。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

じゃあこの固定資産標準値というのは、六十五か所やっているというのは、いわゆる評価替えをきちんとやるための費用だというふうな、六か所か七か所をやって新聞で報道されているようなそういう地点だけじゃなくて、町の不動産の評価をきちんとやるというような意味合いだというふうに理解したんですけれども、それでそういう理解になるんだと思いますけれども、その下のところに航空写真画像作成業務委託料百五十万ほど支出しておるんですけれども、これはあれですか、これも評価替えやあるいはまた評価替えなどのたびにやっているという航空写真画像作成業務委託料の委託先と、委託の年度といいますか、これどういうふうになっていらっしゃるんですか。

○委員長（吉村忠男君）

税務課長。

○税務課長（佐々木克尚君）

お答えいたします。

この業務も、評価替え年度に即して三年に一回程度行っております。

この航空写真を撮影した業者が、株式会社ナカノアイシステムという業者になっております。その航空写真データを固定資産閲覧システムにインストールして、システムへ搭載しておりますけれども、インストールした業者が株式会社パスカルとなっております。

以上であります。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

何かちょっとのみ込めなかったんですよ、理解不足で。この航空写真というのは、そうしますと評価を出すようなこと、実際は航空写真として使い、実際農地だとか、あるいは屋敷もある程度建物の存在そのものを確認するというような意味で、大変便利だと言えば便利な内容になっているんですけども、例えば我々が航空写真くださいよというふうに税務課なら税務課に依頼すれば、料金を払えば出してもらえるものなんですか。どういう運用、課内、役所内での運用じゃなくて、運用の仕方はどういうふうになっていらっしゃるんですか。

○委員長（吉村忠男君）

税務課長。

○税務課長（佐々木克尚君）

その件に関してちょっと、私ちょっと知識不足でございましたので、そこを確認してまたお答えしたいと思います。すみません。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

個人として例えば私なら私が請求すれば、この成果品なら成果品というのを出して、私の付近の状態を確認したいから出してくれと言えば、出していただけるものなのかどうかということについては後でお答えいただくというようなことでしたので、取りあえずそれでいきたいと思います。

その中で、同じ委託料の中で相続財産管理人等選任申立業務委託料十一万ほど計上されていたんですけども、これは町として普通相続財産管理人誰にするかというのは、関係している当事者で決めるか何か、当事者住民の間で決めるか何かなんですか、これ何かの必要性があって十一万ほど計上しているものなのか。相続財産管理人の選任申立

業務というのを、空き家だとかそういうものがあれば、そういうのをきちんと確実に選任していく、そういうもののための費用だったんでしょうか。内容をお知らせいただきたいと思います。

○委員長（吉村忠男君）

税務課長。

○税務課長（佐々木克尚君）

相続人不在の財産案件が土地や家屋で相続人がいない、相続放棄等で相続人がいない場合、滞納がたまってしまったりいますか、滞納となってしまっております。そういった案件について、裁判所に相続財産管理人の選任申立てをする業務を委託するものでございまして、その際に選任された相続財産管理人が財産の清算を行うということで、行っている業務となっております。

以上です。

○委員長（吉村忠男君）

奈良委員。

○奈良完治委員

ページ数は八十五ページ、十八節の負担金補助及び交付金の中で、メインテーマのふじさき移住すまいづくり支援金、これ当初の予算から見ればアップしているわけなんですけれども、これ具体的に数字でお知らせいただけませんか。

○委員長（吉村忠男君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

お答えいたします。

令和四年度のふじさき移住すまいづくり支援金につきましては、支給額を一律五十万円にしております。また、年齢制限の撤廃や夫婦のどちらかが移住者であれば対象とするなど、世帯要件を緩和しております。

支給件数は三十九件で、支給総額が千九百五十万円となっております。

以上でございます。

○委員長（吉村忠男君）

奈良委員。

○奈良完治委員

日本全国、少子高齢化の特効薬、もう今までいろんな三十年間、空白の三十年間と私よく言うんですけれども、その中で、やっぱり若い人たちでもとにかくもう定住してほしい。そのためには行政は今までやってきたことをそのままやるとかの考え方じゃなくて、もう新しいものにチャレンジして行って、少しでも効果を現すようなことを当然やっていかなくちゃいけないと思うんですけれども、その中で三十九名の方が、今まで何年かの実績あるんでしょう、あるはずですので、もっともっと移住、どういう補助がいいのか、どうしたらもっと使いやすいとか、移住してきやすいとか、そういう意見を例えば移住者の方からアンケートみたいに、統計なんか取っていらっしゃるものでしょうか。

○委員長（吉村忠男君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

お答えいたします。

特に移住者の方からアンケート調査をお願いしていることはございません。ただ、地域おこし協力隊などが中心となって、移住者交流会を開催しております。常盤のかさこハウスで定期的に開催しております。そういう移住

者の方の声というのが、私どものほうでも拾い上げてございます。

以上でございます。

○委員長（吉村忠男君）

奈良委員。

○奈良完治委員

本当に大事なことだと思いますので、せっかく今施策しているわけですから、少しでも効果が現れるような、皆さんの意見とかそういうものを聞きながら、その中で選別して一番いいもの、方法を取っていくというのが大事かと思えますので、その辺強くお願いいたしまして、この質問を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（吉村忠男君）

ほかにありませんか。奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

百三十五ページの下の方、機構集積協力金交付事業費交付金返還金七十七万八千円ほど、この内容について伺います。

○委員長（吉村忠男君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（舘田康彦君）

お答えいたします。

こちらにつきましては、中間管理機構の賃貸借契約解除に伴う返還金二件分であります。年度といたしましては、七十七万八千三百円の内訳なんですけれども、二十八年度分の契約で五十万円、二十九年度の契約分が二十七万八千三百

円の二件となっております。

以上です。

○委員長（吉村忠男君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

二件でこの金額になったということなんですけれども、返還金が発生した要因はどのようなこと、どのような理由になっていますか。

○委員長（吉村忠男君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（舘田康彦君）

お答えいたします。

手持ち資料では貸借解除に伴う返還金ということで、こちらにつきましては解除に伴う理由が一般売買なのか、単なる貸借の方法の変更によるものかがちょっと不明であります。すみません。

以上です。

○委員長（吉村忠男君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

私が知っている範囲では、売買は仕方ないとして、貸借の変更というのは何かこう耕作者を見つけてあげれば返還まで至らないという話なんですけれども、その辺は農政課としてはどういうふうな取組をしているのか、お願いいたし

ます。

○委員長（吉村忠男君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（舘田康彦君）

お答えいたします。

まず第一として考えているのが、新たに中間管理機構を利用してもらうのであれば、新たな希望する担い手の方をお探しする、もしくは貸手の方が新しく中間管理をお願いする方ではなく、今までと同じ方に担い手として耕作してもらう方につきましては、一旦解約して農業委員会のあるの下に、契約の下に、賃貸借の継続というのを進めております。

以上です。

○委員長（吉村忠男君）

ほかにございませんか。奈良委員。

○奈良完治委員

ページ数は七十五ページ、十八節の負担金及び交付金なんですけれども、この中で生活交通バスＩＣカード導入推進事業補助金とありますけれども、この内容についてお知らせいたします。

○委員長（吉村忠男君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

お答えいたします。

こちらの補助金でございますが、新型コロナウイルス感染症対策、さらには路線バスの利便性向上を図るために、弘南バスに S u i c a としても利用できる I C カードシステムを導入するための負担金でございます。

国県の補助金と弘前圏域、それから五所川原圏域の市町村が四億九千万円ほど負担して整備したものでございます。タッチ式でバス料金が支払え、衛生的で支払いが簡単であることから、今後の弘南バスの利用者の増加が期待できるというものでございます。

以上でございます。

○委員長（吉村忠男君）

奈良委員。

○奈良完治委員

その実績は、まだ全然できていないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（吉村忠男君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

お答えいたします。

整備のほうは既に済んでございます。現在 M e g o I C a という名前で、カードを発行してございます。それを使って弘南バスに乗り降りできるということでございます。

以上でございます。

○委員長（吉村忠男君）

ほかにございませんか。五十嵐委員。

○五十嵐 忍委員

百二十三ページです。予防費の新型コロナウイルスワクチン接種体制に関連してです。マスク着用のことなんですが、ご覧のとおり、我々議員は本人の意思でマスクをつけたり外したりしています。役場の職員に関しては、まだ皆さんほとんどつけているような感じなんですけれども、職員はマスク強制ですか。

○委員長（吉村忠男君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

五月の連休明けから五類に移行して、若干人の往来が全国的、全世界的に人の往来が増えました。一時落ちついたものの、また青森県はこの間の新聞でも報道ありましたけれども、全国で感染率が岩手県に次いで二番目だということの情報も入ってしまして、職員はもうちょっと我慢していただいて、マスクをしてお客様を町民をお迎えくださいということで、私のほうからお願いしたところでございます。

○委員長（吉村忠男君）

浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数は、これは九十一ページでしょうか。九十一ページの負担金補助金十八節、そこで中弘南黒地区自衛官募集事務連絡協議会負担金二千二百円と、というふうに控え目な金額が計上されているんですけれども、私町長にお聞きいたします。町長または総務課長でよろしいんですけれども、自衛官募集、自衛官は国を守る組織でもあるわけですが、様々な問題や話題も提供しているわけですが、自衛官募集事務連絡協議会負担して、このお金だけならいいんですけれども、全国的に十八歳と二十二歳だとかの町民なり、地域住民の名簿を提供する自治体はかなり出ている

んですね。藤崎町では昨年度の名簿を提供するとかそういうような、協議会の負担金は控え目なものでありますけれども、名簿を提供するとかそういうようなことは昨年度はあったんでしょうか。それと、今後名簿を提供するような方向なんですか。その辺はどういうお考えでしょうか。

○委員長（吉村忠男君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

お答えいたします。

私の記憶ですとそのような名簿を提出したことはございません。以後もないと思っております。

以上です。

○委員長（吉村忠男君）

ほかにご覧ですか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉村忠男君）

異議がありますので、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。浅利委員。

○浅利直志委員

令和四年度一般会計の決算に同意をできない。

令和四年度の一般会計の歳出総額は八十九億九千四百万円余でありますけれども、多くは町民の暮らし、福祉、そし

て教育、そして何より新型コロナに対応した交付金や助成金が支出された決算内容でありました。関係各担当者の努力を可として、評価しているところでありますけれども、特にその中の中央小学校の大規模改修や、給食費の一部助成の実施などは評価しているところであります。

しかしながら、次の点で賛成できませんので、本決算認定に同意できません。

反対の理由の一つは、物価高騰の中で町民の負担が一層増やされている、ひいては地域経済の低迷と町民の税負担率を高め、国民の購買力を低下させる消費税十%実施に対応した決算となっていることが、理由の一つであります。

また、最近の関連して申し添えておきますと、最近のガソリンの値上がり、これはガソリン本体にガソリン税、そしてさらに消費税というダブルの課税の一つです、やめるべきだというふうに思っております。

二つ目の理由は、国策として進められている社会保障税番号制度システム関連予算、歳入においても千二百万円ほど計上されているわけでありますけれども、プライバシーの保護の最大限尊重や、最大限尊重されるべきであるとともに、それだけでなく健康保険証へのひも付けの義務化など、国家戦略として強力に義務として進めているわけでありますけれども、再検討すべきであるというふうに思っております。

一気にこのマイナンバー制度そのものを、一気に多項目をひも付ける、そういう制度設計そのものが危うい、あるいはまた逸脱しているのではないかという疑問を持っているところであります。投資効果に疑問があるところであります。

三つ目は、原子力施設立地対策助成金の内容、これは二千万円ほど計上されているんですけれども、自然エネルギーの開発や、電気料金の引下げにこそ現在は使うべきであります。地域振興の名目である種のばらまきをやめる必要が言われているのだというふうに思いますので、本決算認定に同意できません。反対であります。

○委員長（吉村忠男君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。奈良委員。

○奈良完治委員

議案第六十三号に賛成するものであります。

令和四年度藤崎町一般会計歳入歳出決算は、歳入九十三億七百三十一万円余りにおいて、地方税をはじめ地方交付税など堅実に歳入を確保し、歳出八十九億九千四百五万円余りにおいて、厳しい財政環境の中、町民が主役である活力あるまちづくりの実現に向け、福祉水準の維持と教育の充実、さらには新型コロナウイルス感染症の感染防止対応など、限られた財源を有効に利用し、各種事業を展開してきた努力の結晶であり、大変評価されるものであります。

したがって、議案第六十三号令和四年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求める件に賛成するものであります。

○委員長（吉村忠男君）

ほかに討論はありませんか。五十嵐委員。

○五十嵐 忍委員

私は、次の一点において、この決算に反対いたします。

それは藤崎校舎の利活用に関してです。体育館とグラウンドの利活用に関しては、多くの町民も理解していると思います。しかしながら、校舎でのキノコ栽培、それから旧校舎跡地でのアクアポニックス農法に関しては、将来の財政負担への懸念が拭えません。

よって、この一点において、この決算に反対いたします。

○委員長（吉村忠男君）

ほかに討論はありませんか。奈良委員。

○奈良完治委員

反対討論は反対討論のときにするというのがルールではないですか。いつでもいいんですか。（不規則発言あり）い

や、分からないから聞いているんでしょう。

○委員長（吉村忠男君）

賛成の発言者多数の場合、繰り返します。

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（吉村忠男君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定するものと決定いたしました。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後〇時〇六分

---